

2024年9月1日(日)
(午後3時現在)
愛知県災害対策本部
担当 原、山田
内線 5302、5310
ダイヤルイン 052-971-7105

台風第10号による被害状況等について(第5報)

1 被害状況

(1) 人的被害

死者：3人(蒲郡市：70代男性1人、70代女性1人、
30代男性1人/土砂崩れによる生き埋め)
重傷：1人(蒲郡市：40代女性1人/土砂崩れによる生き埋め)
軽傷：1人(蒲郡市：40代女性1人/土砂崩れによる生き埋め)

(2) 住家被害

全壊：1棟(蒲郡市/土砂崩れによる住家被害)
一部損壊：3棟(新城市)
床上浸水：1棟(新城市)
床下浸水：20棟(新城市)

(3) 非住家被害

その他：4棟(新城市)

(4) 農林水産被害

被害合計額(速報値)：85,500千円
被害市町村数：3市(新城市・豊橋市・蒲郡市)
農地・農業用施設被害：23,000千円(新城市・法面損壊・6箇所、
豊橋市・埋没・2箇所、水路損壊・2箇所)
林業被害：62,500千円(新城市・山腹崩壊・1箇所、
蒲郡市・山腹崩壊・1箇所)

<農林水産被害に関する問い合わせ先>

農業水産局農政部農政課広報・調整グループ
内線 3623、3654 ダイヤルイン 052-954-6391

(5) その他の主な被害

道路損壊：6か所(新城市：一般国道151号、主要地方道長篠東栄線、一般県道
新城引佐線(県管理)、田原市：一般県道赤羽根泉港線(県管理)、
市道赤羽根山ノ田赤羽根北浦線、市道馬草黒ヶ谷線(市管理))
越水：3河川(豊田市：家下川(県管理)、田原市：汐川(県管理)、池尻川(市
管理))

2 避難指示等の状況

避難指示：1市(蒲郡市：8月28日(水)午前7時発令)

3 避難所の開設状況

	避難所開設数	避難者数	うち自主避難者数
豊橋市	<u>0</u> 箇所 (52 箇所)	0 世帯 0 人 (<u>6</u> 世帯 <u>8</u> 人)	0 世帯 0 人 (<u>6</u> 世帯 <u>8</u> 人)
豊川市	0 箇所 (10 箇所)	0 世帯 0 人 (<u>2</u> 世帯 <u>2</u> 人)	0 世帯 0 人 (<u>2</u> 世帯 <u>2</u> 人)
豊田市	<u>0</u> 箇所 (16 箇所)	0 世帯 0 人 (<u>4</u> 世帯 <u>7</u> 人)	0 世帯 0 人 (<u>2</u> 世帯 <u>5</u> 人)
蒲郡市	0 箇所 (1 箇所)	0 世帯 0 人 (4 世帯 9 人)	0 世帯 0 人 (3 世帯 8 人)
新城市	<u>0</u> 箇所 (13 箇所)	<u>0</u> 世帯 <u>0</u> 人 (<u>4</u> 世帯 <u>10</u> 人)	<u>0</u> 世帯 <u>0</u> 人 (<u>4</u> 世帯 <u>10</u> 人)
知立市	<u>0</u> 箇所 (1 箇所)	<u>0</u> 世帯 <u>0</u> 人 (0 世帯 0 人)	<u>0</u> 世帯 <u>0</u> 人 (0 世帯 0 人)
田原市	0 箇所 (20 箇所)	0 世帯 0 人 (2 世帯 3 人)	0 世帯 0 人 (2 世帯 3 人)
設楽町	<u>0</u> 箇所 (12 箇所)	<u>0</u> 世帯 <u>0</u> 人 (3 世帯 4 人)	0 世帯 0 人 (0 世帯 0 人)
東栄町	<u>0</u> 箇所 (2 箇所)	<u>0</u> 世帯 <u>0</u> 人 (0 世帯 0 人)	<u>0</u> 世帯 <u>0</u> 人 (0 世帯 0 人)
豊根村	<u>0</u> 箇所 (4 箇所)	0 世帯 0 人 (<u>2</u> 世帯 <u>2</u> 人)	0 世帯 0 人 (0 世帯 0 人)
計	<u>0</u> 箇所 (<u>131</u> 箇所)	<u>0</u> 世帯 <u>0</u> 人 (<u>27</u> 世帯 <u>45</u> 人)	<u>0</u> 世帯 <u>0</u> 人 (<u>19</u> 世帯 <u>36</u> 人)

※()は最大数を記載

4 愛知県災害対策本部

設置：8月27日(火) 午前6時45分(継続中)

5 市町村災害対策本部の設置・廃止状況

設置：3市町(豊橋市、蒲郡市、幸田町)

廃止：12市町村(豊川市、刈谷市、豊田市、常滑市、新城市、知立市、田原市、みよし市、大治町、設楽町、東栄町、豊根村)

6 主な県の対応

・自衛隊に対して蒲郡市への派遣を要請

8月27日(火)午後10時11分(覚知日時)に蒲郡市において発生した土砂崩れによる生き埋め被害について、自衛隊法第83条第1項の規定により、自衛隊の派遣を要請した。

29日(木)午前11時、捜索・救助活動の終了に伴い、自衛隊の災害派遣の撤収を要請した。

・被災市への職員派遣

蒲郡市災害対策本部に対して、東三河方面本部等から情報収集・市町村支援要員として職員のべ8名を派遣している。

・災害救助法の県内市町村への適用

令和6年台風第10号に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、県は蒲郡市に災害救助法の適用を決定した(法適用日：8月27日(火))。

(8月28日(水)記者発表済み。)

令和6年台風第10号の接近に伴う災害により、被害を受けるおそれが生じていることから、県は豊橋市、岡崎市、豊川市、津島市、豊田市、犬山市、小牧市、新城市、高浜市、田原市、東郷町、豊山町、蟹江町、飛島村、東浦町、幸田町、

設楽町、東栄町、豊根村に災害救助法第2条第2項（おそれ段階）による災害救助法の適用を決定した（法適用日：8月29日（木））。
（8月30日（金）記者発表済み。）

7 ライフラインの被害状況

- ・電気

中部電力：10戸未満停電（豊田市）、10戸未満停電（設楽町）（中部電力パワーグリッド株式会社 Web 情報）